

新座市総合計画策定条例

(平成31年3月20日公布)

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市が目指すべき将来都市像及びこれを実現するための政策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を実現するための事業を具体的に示す計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位の計画として総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第9条に規定する新座市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第7条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況を公表するものとする。

(総合計画との整合)

第8条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更に関し必要な事項を調査審議するため、新座市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第10条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 市民

（任期）

第11条 審議会の委員の任期は、第9条に規定する市長の諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第12条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第14条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新座市基本構想総合振興計画審議会条例の廃止）

2 新座市基本構想総合振興計画審議会条例（平成21年新座市条例第1号）は、廃止する。